

(案)

平成 25 年 月 日
(2013 年)

吹田市長 井上 哲也 様

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会
委員長 高 杉 豊

意見書

地方独立行政法人市立吹田市民病院に係る中期目標(案)について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第25条第3項の規定に基づく地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

法第25条第1項の規定に基づく中期目標については、別添のとおりとすることが適当である。